



資料 1

# 改正私立学校法 説明資料

令和元年10月7日（月）  
（10月3日・10月10日改訂）



## 改正私立学校法説明会（東京会場） 議事次第

### 日 時

第1回 令和元年10月7日（月） 13:30～15:30

第2回 令和元年10月7日（月） 16:00～18:00

### 場 所

文部科学省 東館3階講堂

（所在地）〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

（アクセス）[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/soshiki2/map.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/map.htm)

### 議 題

（1）改正私立学校法に係る説明（約100分）

（2）質疑応答（約20分）

### 配付資料

資料1 改正私立学校法説明資料

資料2 改正条文等

# 私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

## 改正事項

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**

①学校法人の責務の新設 ②役員等の責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化

(2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】**

(3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**

(4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】**

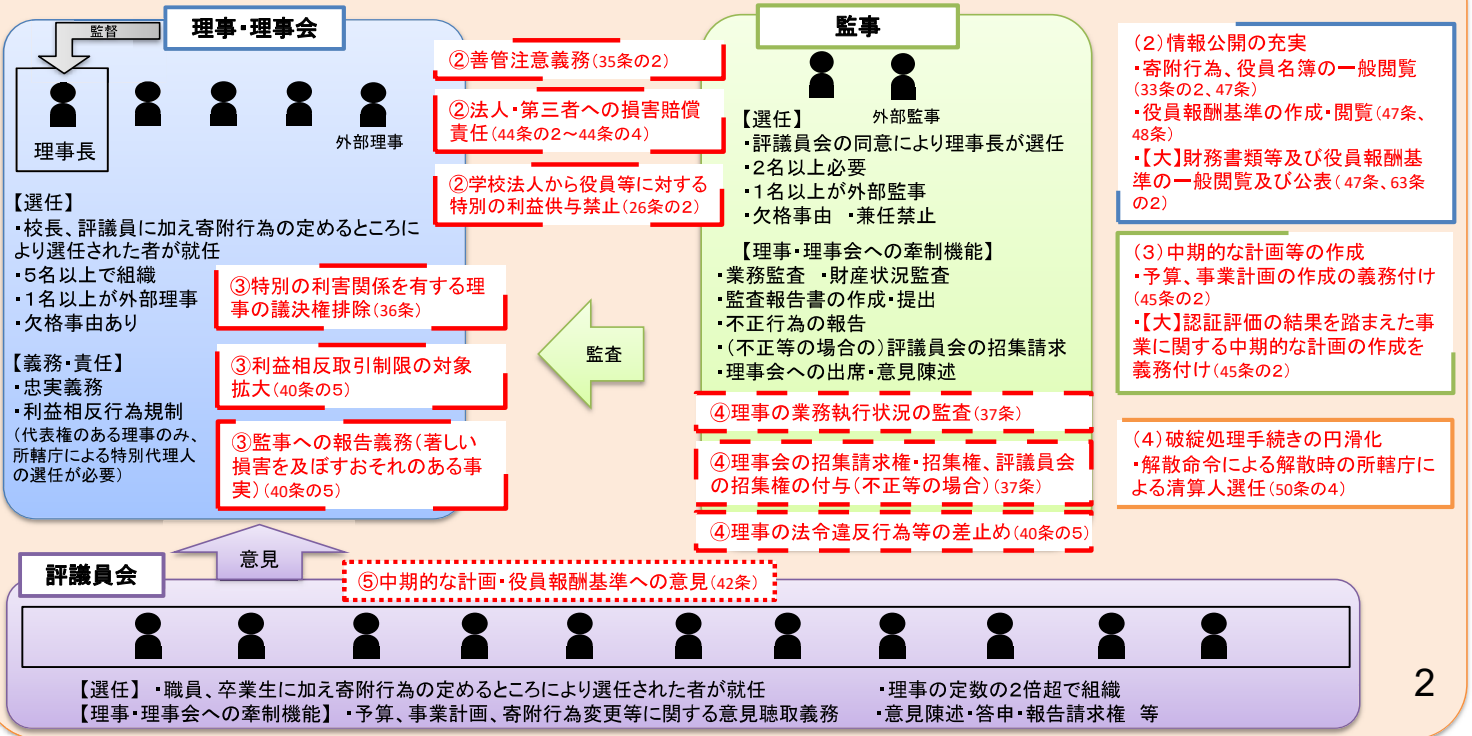
等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

## 学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)



## 私立学校法令和元年改正の概要

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

※ 概要説明資料のため一部説明を簡略にしています。

### 第一 学校法人の責務

学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。 (第 24 条)

### 第二 学校法人の管理運営制度の改善

#### 一 特別の利益供与の禁止

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする。 (第 26 条の 2)

- 一 これまでも学校法人から法令や寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益供与は善管注意義務違反であり認められなかったことを明示したもの。
- 一 「特別の利益」とは、例えば土地建物の無償貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供など。
- 一 理事等本人以外、設立者、理事等の三親等以内の親族などを政令で規定。

#### 二 学校法人と役員との関係

学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従うものとする。 (第 35 条の 2)

- 一 これまでも役員は委任類似の契約により学校法人の機関となるとの解釈であったものを明示したもの。
- 一 これにより監事についても民法上の善管注意義務があることを明確化。(義務の内容には変更なし)

#### 三 理事会の議事参与制限

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする。 (第 36 条)

- 一 同時に、これまでは理事長個人との契約等の際には所轄庁による「特別代理人」の選任が必要だったものを削除。(今後は特別代理人の選任は不要)
- 一 今後は、すべての理事について特別の利害関係がある場合には議決参与不可。
- 一 議決のみならず議事についても一時退席などにより議事の公正確保が必要。

(寄附行為作成例の改正点)

第 17 条第 12 項にすでに記載あるが、法令改正にあわせて、文言修正。

#### 四 監事の職務（第 37 条）

- 1 監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとする。こと。
  - －平成 16 年改正で監事の職務につき、「理事の業務執行」を「学校法人の業務」に改正したが、個々の理事の業務執行が監事の監査の対象であることを明確化するため、改めて「理事の業務執行」についても確認的に規定。（監査の実質的な対象範囲に変更はない）
- 2 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとする。こと。
  - －従来は評議員会の招集請求ができるのみであったものを理事会の招集請求についても追加。
- 3 監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を開く旨の通知が発せられない場合は、理事会又は評議員会を招集することができるものとする。こと。
  - －招集の請求をしても理事長が招集をしない場合には監事が自ら招集する。（法令上「できる」とあるが、法令違反等の重大な事実を発見したときであり、招集しない場合には、監事に善管注意義務違反の可能性。）
  - －招集された理事会や評議員会の議長はそれぞれの議長選出規定による。（監事が議長にはならない）
- 4 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。こと。（第 40 条の 5 の準用規定）
  - －監事による差止め請求権を追加するもの。
  - －「できる」とあるが、このような状態のときには監事は請求する責務がある。

(寄附行為作成例の改正点)

これらにつき、それぞれ第 16 条に新たに監事の職務として追加。（監事が理事会を招集した場合の議長選出規定は第 17 条に追加。）

## 五 競業及び利益相反取引の制限

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。（第 40 条の 5 の準用規定）

－「競業」とは理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる一次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。

- ① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合
- ② 附属病院のある大学法人の理事が、病院（医療法人）を経営する場合
- ③ 理事が他の学校法人の教授や非常勤講師等を兼ねる場合
- ④ 附属病院のある大学法人の理事が、他の病院で診療行為を行う場合

－「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。  
－「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により理事会の承認が必要。

但し、第 19 条の議事録規定に利益相反取引の際の理事の賛否記載義務を追加。

## 六 理事の監事への報告義務

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。（第 40 条の 5 の準用規定）

- －理事として被害防止措置を自ら行うことや理事長への報告等は当然に必要な
- －あわせて監事が職務執行できるようにするために報告することとするもの

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により監事への報告が必要。

## 七 評議員会の議事参与制限

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとする。 (第 41 条)

一すべての評議員について特別の利害関係がある場合には議事参与不可。

(寄附行為作成例の改正点)

第 20 条の評議員会の規定中に議事参与制限の規定を追加。

## 八 評議員会からの意見聴取

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第 42 条)

一評議員会に対する必要的諮問事項を追加。

(寄附行為作成例の改正点)

第 22 条の評議員会への諮問事項に追加。

## 九 役員为学校法人に対する損害賠償責任

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第 44 条の 2)

また、評議員会の決議や理事会の決議等により、一定の範囲で役員損害賠償責任を軽減できること。 (第 44 条の 2 の準用規定)

一これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化したもの。

一あわせて、これまで規定がなかった損害賠償責任の軽減に関する規定を追加。

一「任務を怠ったとき（任務懈怠）」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる。（善意無過失で職務上損害が生じたとしても損害賠償責任は生じない）

一「悪意又は重過失」により学校法人に損害を与えた場合には、総評議員の同意があった場合に限り損害賠償責任は免除しうるが、総評議員の同意がない場合には免除や軽減は一切認められない。



- 一「軽過失」により学校法人に損害を与えた場合には、評議員会の三分の二以上の決議（又はあらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。
- 一また、非業務執行理事や監事については、あらかじめ寄附行為で定めた上で個別に契約することにより、理事会や評議員会の議決なしに損害賠償責任の上限が定まることとなる。（契約がなければ全額につき賠償責任を負う可能性あり）

（寄附行為作成例の改正点）

※寄附行為における任意的記載事項

損害賠償責任につき理事会の決議で免除できる旨の規定を追加。（新）

非業務執行理事等との責任限定契約の締結が可能である旨及びその額を追加。（新）

## 十 役員<sup>1</sup>の第三者に対する損害賠償責任

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。（第 44 条の 3）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

## 十一 役員<sup>1</sup>の連帯責任

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。（第 44 条の 4）

（寄附行為作成例の改正点）

特に寄附行為に記載しなくても、私学法の規定により責任が生じる。

## 第三 事業に関する中期的な計画等

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとするとともに、事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないものとする。（第 45 条の 2）

(中期的な計画)

① 原則

- ・法施行日(令和2年4月1日)において、同日を計画期間中に含む「中期的な計画」が策定されていなければならない、この「中期的な計画」は直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。

② 法施行日時点において「中期的な計画」に相当する計画・ビジョン等がある場合(今はないが、これから法施行日まで作る場合を含む。)

イ 法施行日より前に計画期間が始まっている場合

- ・これをもって私学法上の「中期的な計画」として差し支えない。(附則10条2項及び4項)
- ・その場合において、認証評価を踏まえることや評議員会への意見聴取はなくても差し支えない(任意的に行うことは可能)。

ロ 法施行日以後に計画期間が始まる場合

- ・原則と同様。

(毎年度の事業計画)

- ・令和2年度の事業計画から、直近の認証評価を踏まえた上で評議員会の意見を聴いたものでなければならない。

一 「中期的な計画」の期間については、施行通知において「原則として5年以上」としており、設置大学の状況や理事長の任期等を踏まえて合理的な範囲で定めることが必要である。

一 「中期的な計画」については、文部科学大臣への届出や事務所への備付・開示等についての規定はない。

一 踏まえるべき認証評価の結果とは、計画策定時における直近の認証評価において改善を要する事項等として記載されているものを想定している。

(寄附行為作成例の改正点)

第33条の予算及び事業計画の作成に関する規定に追加。

#### 第四 学校法人の運営の透明性の向上

##### 一 寄附行為の備置き及び閲覧(第33条の2、第66条)

- 1 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。

- 2 学校法人の理事等は、寄附行為の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに寄附行為の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

### 二 役員等名簿の備付け及び閲覧（第47条、第66条）

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする。
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 学校法人の理事等は、正当な理由がないのに財産目録等の閲覧を拒んだときは、二十万円以下の過料に処するものとする。

(寄附行為作成例の改正点)

第36条の財産目録等の作成及び閲覧に関する規定に追加。

### 三 役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする。

- 一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- 一 この場合であっても「中期的な計画」と異なり、この規程等が評議員会の意見を聴いた上で作成されていないものである場合には、施行日（令和2年4月1日）までに、意見を聴くことが必要。

一 現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則 9 条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。

一 「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示。

(寄附行為作成例の改正点)

第 38 条として役員報酬基準に基づく報酬の支給に係る規定を追加。(新)

#### 四 情報の公表

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする。(第 63 条の 2)

#### **第五 清算人の選任**

学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。(第 50 条の 4)

#### **第六 関係規定の整備**

その他関係規定の整備を行うこと。

#### **第七 施行期日等**

##### 一 施行期日

新私立学校法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

##### 二 準備行為及び経過措置等

この法律の施行に伴い必要な準備行為及び経過措置に関する規定を整備するととも

に、関係法律の所要の整備を行うこと。

### 三 検討

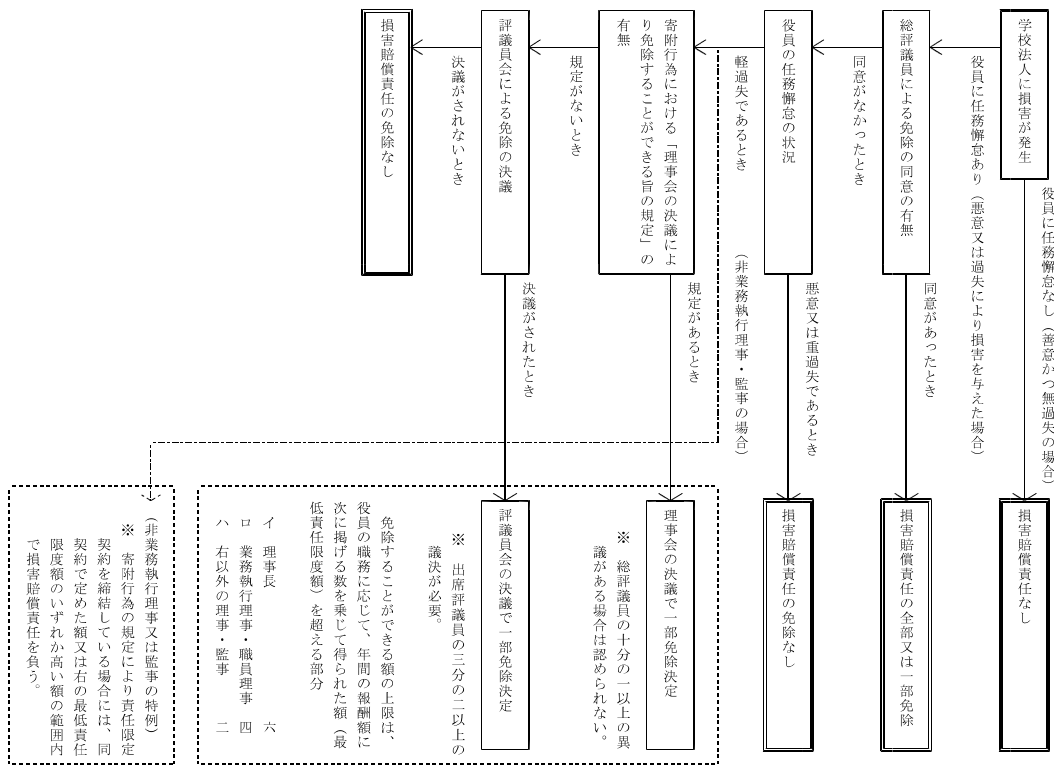
政府は、この法律の施行後5年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### **(参考) 成年被後見人及び被保佐人制度の改正に係る事項**

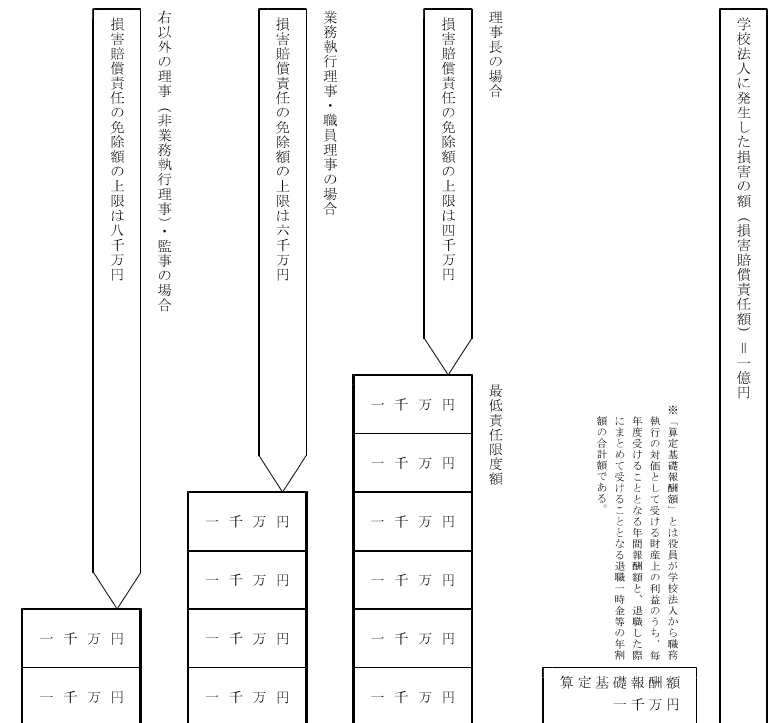
令和元年法律第37号により、学校教育法が改正され、校長及び教員の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人であること」が削除されたことから、私立学校法において役員の欠格事由に新たに「心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」が追加された。

これに伴い、寄附行為作成例第11条の役員の退任規定を一部改正。

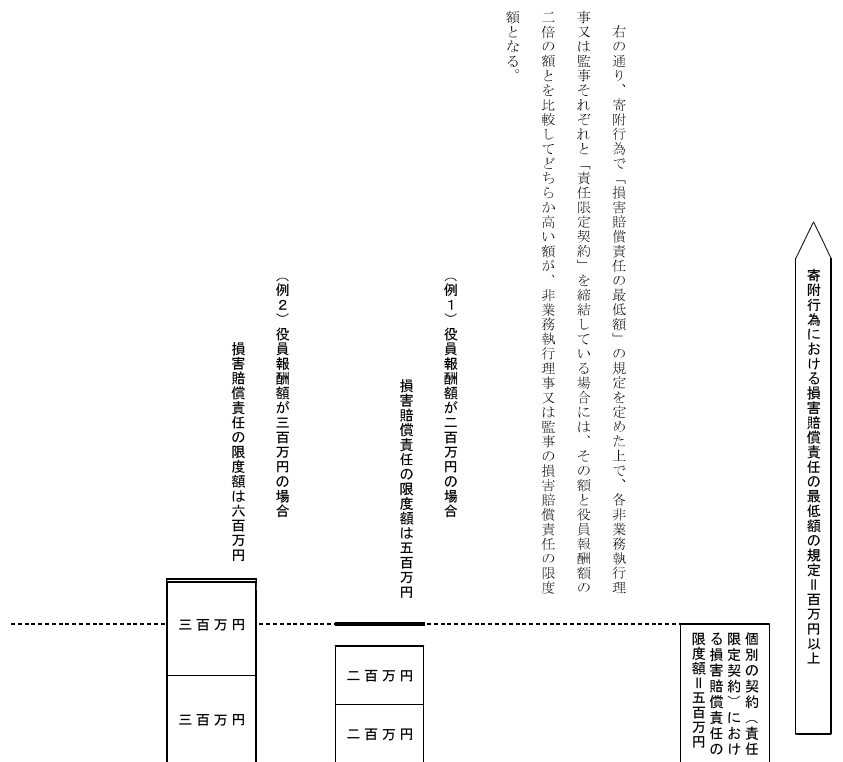
1 役員の損害賠償責任 概要図



## 2 役員・教員の損害賠償責任の免除 概要図(例)



### 3 非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図(例)





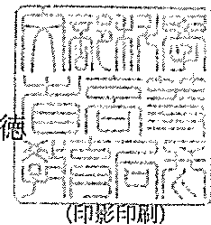


元文科高第228号  
令和元年7月12日

各 都 道 府 県 知 事  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長  
各 認 証 評 価 機 関 の 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長 及 び 医 政 局 長

文部科学省高等教育局長

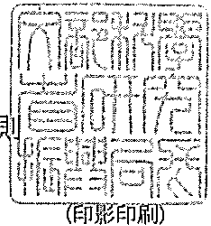
伯井美德



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

村田善則



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号。以下「改正法」という。）が、令和元年5月24日に公布され、一部の規定は同日から、それ以外の規定は令和2年4月1日から施行されることとなりました。

社会構造の変化やグローバル化が急速に進み、社会が抱える課題も複雑化している今日において、多様な教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが期待されている大学等に求められる役割は、より一層大きなものとなっています。今回の改正は、このような観点から、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

また、これに伴い、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」が、同じく令和元年5月24日に公布され、同日から施行されたところです。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管の専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学法人及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、改正法の施行に伴うその他の政省令の改正については追って行い、改めて通知する予定です。

## 記

### 第一 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

#### 1. 改正の概要

- ① 大学の教育研究等の状況を評価する認証評価において、認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。（学校教育法第109条第5項関係）
- ② 大学は、教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないこととすること。（学校教育法第109条第6項関係）
- ③ 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合し

ている旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。 (学校教育法第 109 条第 7 項関係)

- ④ ①～③については、高等専門学校に準用することとする。 (学校教育法第 123 条関係)

## 2. 留意事項

① 第 109 条第 5 項「大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする」とは、認証評価の結果において、「大学評価基準に適合している」又は「大学評価基準に適合していない」と明示することであり、例えば、一定の期間内に大学評価基準を満たすことが期待できるとして「大学評価基準に適合しているか否かの認定を保留する」というように、当該認定を明らかにしないことは想定されないこと。認証評価機関においては、教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間を要する等の理由により、一定の期間内に当該認定を行えない場合においても、可能な限り速やかに当該認定を行うよう努めること。

② 今般の改正は、大学等における教育研究活動の改善及び向上を促す制度的な担保を設けることにより、大学等におけるこれまで同様の自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとするものであること。

そのため、認証評価機関においては、大学等の認証評価を行う際に、当該大学等がこれまでに受審した認証評価の結果において「大学評価基準に適合していない」ことの事由となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善の内容及び現状等について確認するとともに、確認した結果を認証評価の結果として明らかにするよう努めること。

③ 今般の改正において、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を認証評価機関に対して義務付けることなどを措置することに伴い、認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されることがより求められるものであること。

その際、認証評価機関においては、認証評価を行う委員等の選定や当該委員等を辞した後の状況について、大学等との間の利益相反の疑念を招き、認証評価の信頼性を損なうことがないように十分留意し、適切な運用を行うこと。

## 第二 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の一部改正

### 1. 改正の概要

#### ① 大学総括理事の新設等

ア 国立大学法人が設置する国立大学の全部についてイに規定する大学総

括理事を置く場合にあつては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとする。理事長を置くときは、第11条第1項並びに第21条第2項第4号、第3項及び第5項を除き、学長について定める規定は、学長を理事長と置き換えて適用するものとする。（国立大学法人法第10条第1項関係）

イ 国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法第92条第3項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができることとする。大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならないこと。（国立大学法人法第10条第3項及び第4項関係）

ウ 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第11条第2項関係）

エ 大学総括理事は、第11条第4項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第12条第2項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長又は理事長の定めるところにより、国立大学法人を代表することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第11条第5項関係）

オ 大学総括理事は、第12条第7項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長又は理事長が任命することとする。（国立大学法人法第13条の2第1項関係）

カ オの文部科学大臣の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。また、学長又は理事長は、オにより大学総括理事を任命したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。（国立大学法人法第13条の2第2項及び第3項関係）

キ 大学総括理事の任期は、6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めること。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長又は理事長の任期の末日以前でなければならないこと。（国立大学法人法第15条第3項関係）

ク 第17条第2項及び第3項の規定により学長又は理事長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。また、カは、同条第1項から第3項までの規定による大学総括理事の解任について準用すること。（国立大学法人法第17条第6項及び第7項関係）

ケ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を経営協議会の委員とすること。（国立大学法人法第20条第3項関係）

- コ 教育研究評議会は、国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として置くものとする。 (国立大学法人法第 21 条第 1 項関係)
  - サ 大学総括理事を置く場合には、教育研究評議会の評議員となる理事は、学長又は当該大学総括理事が指名すること。また、教育研究評議会の評議員となる職員は、当該大学総括理事が指名すること。 (国立大学法人法第 21 条第 2 項第 2 号及び第 4 号関係)
  - シ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を当該大学総括理事が大学の長としての職務を行う大学に係る教育研究評議会の評議員とすること。また、当該教育研究評議会の議長には、当該大学総括理事をもって充てることとすること。 (国立大学法人法第 21 条第 3 項及び第 5 項関係)
  - ス 大学総括理事を置く場合には、学長又は理事長が学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員 (教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。) 並びに国立大学法人法第 23 条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員 (教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。) を任命し、免職し、又は降任するときは、当該国立大学の職務を行う大学総括理事の申出に基づき行うものとする。 (国立大学法人法第 35 条関係)
- ② 理事に学外者を 2 人以上含まれるようにしなければならないこととすること等
- ア 理事の員数が 4 人以上である国立大学法人において、学長又は理事長が理事を任命するに当たっては、学外者 (その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。) が 2 人以上 (学外者が学長又は理事長に任命されている場合は 1 人以上) 含まれるようにしなければならないこととすること。 (国立大学法人法第 14 条第 2 項関係)
  - イ アについては大学共同利用機関法人に準用することとすること。 (国立大学法人法第 26 条関係)
  - ウ 理事の員数が 4 人以上である国立大学法人が、1 人以上の非常勤の理事 (学外者が任命されるものに限る。) を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。 (国立大学法人法別表第一備考第 4 号関係)
  - エ 大学共同利用機関法人が 1 人以上の非常勤の理事 (学外者が任命されるものに限る。) を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対する別表第二の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。 (国立大学法人法別表第二備考

考関係)

- ③ 国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする。こと。（国立大学法人法第 31 条の 3 第 2 項関係）
- ④ 文部科学大臣は、2 以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとする。こと。（国立大学法人法第 34 条の 9 関係）
- ⑤ 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第 22 条第 1 項第 7 号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととする。こと。（国立大学法人法附則第 23 条関係）
- ⑥ 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。（国立大学法人法別表第一関係）

## 2. 留意事項

- ① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができるようとなるが、この「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されること。また、当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。
- ② 大学の長としての職務を行う大学総括理事を置いた場合であっても、法律上、大学総括理事を役員とすることにより法人運営に携わらせるような体制とするとともに、学長又は理事長と大学総括理事が必ず経営協議会及び教育研究評議会いずれの構成員ともなるような措置を行ったところである。法人の運営に当たっては、このような趣旨を踏まえ、大学総括理事を置いた場合であっても、法人経営と大学の教育研究の方向性が合致するよう経営と教学の一体性が確保されるよう努めること。
- ③ 理事長及び大学総括理事を置くことについては、学長選考会議が判断する

こととなり、学長選考会議の法定された役割が追加されるため、学長選考会議に関する学内規程等を適切に見直す必要があること。また、学長選考会議においては、理事長及び大学総括理事を置くこととするかどうかなど各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について十分に検討する必要があること。さらに、学長選考会議においては理事長及び大学総括理事を置くこととする理由を公表するよう努めること。

- ④ 学長選考会議の判断により、学長の任期が残る中で新たに大学総括理事を置くことも可能であるが、それに伴い現在の学長が理事長となる場合には、第 17 条の規定に基づく学長の解任が必要となること。
- ⑤ 大学総括理事を置くこととした場合、現在の学長が学長選考会議の判断により引き続き理事長となること及び、新たな学長又は理事長の判断により大学総括理事となることも可能であるが、その場合の任期は、現在の学長の任期とは関係なく、新たに理事長、大学総括理事としての任期となること。
- ⑥ 学長と、今回の改正により新設される役員である理事長及び大学総括理事については、実際の運用において混乱や誤解が生じないように、各法人において適切な通称を用いることも考えられること。
- ⑦ 1. ①アのとおり、理事長の任命については、第 12 条の規定に基づき、学長と同様、国立大学法人の申出に基づき、文部科学大臣が行うこととなり、その申出は学長選考会議の選考により行うものとされる。学長選考会議においては、学長の選考の場合はもとより、理事長の選考の場合にも、適切な方法により、主体的な選考を行うこと。その際、各法人のミッションや特性を踏まえた学長等に必要とされる資質・能力に関する客観基準により、上記法の規定に則り意向投票によることなく、学長選考会議の権限と責任において適正に選考を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表すること。
- ⑧ 大学総括理事については、学長又は理事長が、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て任命することとされているが、その選考に当たっても、⑦と同様の考え方で適正に選考・公表を行うこと。また、学長選考会議は、③のとおり、自らが大学総括理事を置くことを判断したという経緯を踏まえ、当該大学総括理事の候補者案が当該判断に照らして適当か否か等について適切に意見を述べること。
- ⑨ 1. ①スのとおり、学長又は理事長が、大学総括理事が職務を行う大学の副学長や学部長等の任命等を行うに当たっては、当該大学総括理事の申出に基づくこととされており、大学総括理事は自らの権限と責任においてそれぞれの職にふさわしい者を選任し申出を行うこと。また、大学の事務職員についても学長又は理事長が任命等を行うこととなるが、①の趣旨を踏まえ、十分に大学総括理事と意思疎通を行うことが望ましいこと。
- ⑨ 1. ①アのとおり、第 21 条第 2 項の規定に基づき、大学総括理事が置かれ

ている場合でも、法人の長たる学長又は理事長が教育研究評議会の評議員となるが、大学総括理事は教育研究評議会の議長として会議を主宰することとされており、大学総括理事が主体的に教育研究評議会を運営すること。他方、学長又は理事長は、法人の長として、教育研究評議会において他の評議員に対し説明責任を果たすことや、他の評議員と意見や議論を直接交わすことで、法人経営の方向性を共有し、経営と教学の一体性が十分に確保されるようにすること。その際、法人の長に期待される職責や業務に鑑みれば、法人運営の機動性や効率性が損なわれないようにする必要もあり、経営と教学の一体性の確保を基本としつつ、教育研究評議会の柔軟な運用や審議方法の工夫が行われることが望ましいこと。

- ⑩ 附則第 23 条の規定に基づき国庫納付の対象となる平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、各国立大学法人において第 22 条第 1 項第 7 号に規定する業務に充てられているが、当該業務の遂行に当たっては、各国立大学法人に設置された外部有識者等からなる委員会を適切に活用するなど定期的な監督を行い、出資金の毀損の回避に努めること。また、当該業務に充てられていない平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）については、当該業務の状況を踏まえつつ今後の執行見込等について十分に検討し、定期的に報告すること。

### 第三 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正

#### 1. 改正の概要

##### ① 学校法人の責務

ア 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないこととする。こと。 （私立学校法第 24 条関係）

##### ② 役員の職務及び責任の明確化等

###### < 特別の利益供与の禁止 >

ア 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととする。こと。 （私立学校法第 26 条の 2 関係）

###### < 理事・理事会制度の改善 >

イ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととする。こと。 （私立学校法第 36 条第 7 項関係）

ウ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこととする。こと。また、本規定に違反して



行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は無効とするが、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号) (以下「一般社団・財団法人法」という。)) 第 80 条関係)

エ 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 82 条関係)

オ 理事は、以下に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条関係)

- ・理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- ・理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- ・学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

カ 学校法人において、オの取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 92 条関係)

キ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 85 条関係)

#### <監事制度の改善>

ク 監事の職務として、理事の業務執行の状況を監査することを明確化すること。 (私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号関係)

ケ 第 37 条第 3 項第 5 号の規定に基づき、監事が理事会及び評議員会に報告するために必要があるときは、評議員会の招集に加え、理事会の招集を請求することができることとする。 (私立学校法第 37 条第 3 項第 6 号関係)

コ 第 37 条第 3 項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事

会又は評議員会を招集することができることとする。 (私立学校法第 37 条第 4 項関係)

サ 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることとする。この場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 103 条関係)

シ 監事はその職務の執行について学校法人に対して以下に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととする。 (私立学校法第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 106 条関係)

- ・費用の前払の請求
- ・支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ・負担した債務の債権者に対する弁済 (当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供) の請求

<評議員会制度の改善>

ス 第 41 条第 7 項の規定にかかわらず、第 44 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第 103 条第 1 項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決することとする。 (私立学校法第 41 条第 9 項関係)

セ 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないこととする。 (私立学校法第 41 条第 10 項関係)

ソ 事業に関する中期的な計画 (以下「中期的な計画」という。) 及び役員に対する報酬等の支給の基準 (以下「役員報酬基準」という。) について、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこととする。 (私立学校法第 42 条第 1 項第 2 号及び第 4 号関係)

<役員为学校法人及び第三者に対する損害賠償責任等>

タ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うこととする。 (私立学校法第 35 条の 2 関係)

チ 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととする。 (私立学校法第 44 条の 2 第 1 項関係)

ツ 理事が第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属す

る取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、第44条の2第1項の損害の額と推定すること。（私立学校法第44条の2第2項関係）

テ 理事による自己又は第三者のための学校法人との取引又は学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における学校法人と当該理事との利益が相反する取引によって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。（私立学校法第44条の2第3項関係）

- ・自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をした理事
- ・学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- ・当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

ト 役員が学校法人に対する損害賠償責任の免除等に関する所要の規定の整備に関する規定の整備を行ったこと。（私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団・財団法人法第112条～第116条関係）

ナ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載、虚偽の登記又は虚偽の公告を行った理事、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載を行った監事についても、これらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときを除き、同様に責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の3関係）

ニ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者としてすること。（私立学校法第44条の4関係）

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第1項関係）

イ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、中期的な計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第2項関係）

ウ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第3項関係）

④ 財務書類等の公開等

ア 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第33条の2関係）

イ 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならないこと

とされている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に加え、役員等名簿を新たに作成しなければならないこととすること。（私立学校法第 47 条第 1 項関係）

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員報酬基準を作成の日から 5 年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第 47 条第 2 項関係）

エ 学校法人は、役員等名簿について閲覧の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、閲覧をさせることができることとすること。（私立学校法第 47 条第 3 項関係）

オ 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、当該基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならないこととすること。（私立学校法第 48 条関係）

カ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、以下に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、以下に定める事項を公表しなければならないこと。（私立学校法第 63 条の 2 関係）

- ・ 第 30 条第 1 項若しくは第 45 条第 1 項の認可を受けたとき、又は同条第 2 項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- ・ 第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- ・ 第 47 条第 1 項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- ・ 第 48 条第 1 項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

キ 学校法人の理事等が、寄附行為の備付けを怠り、若しくは正当な理由がないのに、寄附行為又は財産目録等の閲覧を拒んだときは、20 万円以下の過料に処することとしたこと。（私立学校法第 66 条第 2 号、第 3 号及び第 7 号）

#### ⑤清算人の選任

ア 学校法人が第 62 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任することとすること。（私立学校法第 50 条の 4 第 2 項関係）

## 2. 留意事項

### ① 学校法人の責務

学校法人においては、私学団体が定める自主行動規範である「私立大学版ガバナンス・コード」等も踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めること。

### ② 役員の職務及び責任の明確化等

#### <特別の利益供与の禁止>

ア 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいい、理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し、直接又は間接に特別な利益を与えることが禁止されるものであること。

#### <理事・理事会制度の改善>

イ 理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととされているが、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること」とは、例えば、学校法人の出資先の倒産、重大な個人情報漏洩、役員や職員の違法行為や信用失墜行為等により、学校法人が著しい損害を被るおそれがある場合が想定されること。

#### <監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

#### <評議員会制度の改善>

カ 評議員会において、理事と兼務している評議員以外の評議員から意見を

引き出すよう工夫することや評議員に対し定期的に又は評議員会の前に情報を提供すること、監事が評議員会で意見を述べる機会を設けることなど、評議員会が活性化するよう努めること。

<役員<sup>キ</sup>の善管注意義務>

キ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うことを規定することにより、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確化されたこと。

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 予算については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

イ 事業計画については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、改正後の私立学校法の規定に基づき、文部科学大臣所轄法人は、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする事業計画については、認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

④ 財務書類等の公開等

ア 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より規定されている財務書類の作成及び事務所への備付けに加えて、閲覧開示書類及び対象者の拡大を行うとともに、文部科学大臣所轄法人については、財務書類等の公表を求めるものであること。

イ 今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内

容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されること。

ウ 役員報酬基準については、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

#### ⑤ 清算人の選任

解散命令により学校法人が解散した場合には、所轄庁において利害関係人による申立てにより又は職権で、清算人を選任することとなるが、都道府県知事においては、学校法人制度や業務等に対する理解が深く、清算人の候補となり得る者の選定について、あらかじめ準備をしておくことが望ましいこと。

#### ⑥ その他

ア 今回の改正により学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

イ 各学校法人においては、外部理事の積極的な登用等の理事会制度の改善や監査体制の充実、評議員会の適切な構成等の評議員会制度の改善をはじめとする学校法人の管理運営制度の改善について、引き続き「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成16年7月23日付け16文科高第305号）を踏まえる必要があること。

### 第四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）の一部改正

#### 1. 改正の概要

- ① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条の目的を達成するため、国立大学法人等の運営基盤の強化を図るために必要な情報の収集及び分析等並びに内外の高等教育機関の入学資格及び学位等に関する情報の収集及び整理等を業務として追加すること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号関係）
- ② 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うものとする。こと。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第3項関係）

#### 2. 留意事項

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析等に関する業務については、例えば、各国立大学法人等がより質の高い教育研究活動を行う観点からの経営判断に資する指標の作成等を行うこと

となるが、これらの活動を行うためには必要な情報を国立大学法人等から収集することとなるため、その情報の収集に当たっては国立大学法人等の負担軽減に努めること。

また、情報の効率的かつ効果的な収集、分析等を行う観点から、必要に応じて関係機関と連携するとともに、提供した情報が各国立大学法人等において、学内における戦略的な資源配分や他大学等との連携等に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報の提供に努めること。

内外の高等教育機関の入学資格、学位等に関する情報の収集、提供等に関する業務については、内外の大学や関係機関から、大学や関係機関、高等教育の資格等について情報の収集を行うこととなるため、これらの情報の収集に当たっては大学等の負担軽減に努めること。

また、提供した情報が内外の大学や関係機関、学生等の利用者によって、高等教育の資格の円滑な承認に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報提供に努めること。

- ② 国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うに当たっては、認証評価に用いた資料やデータを活用することや両評価に共通する項目について認証評価の結果を活用すること等により、評価を受ける大学の負担軽減に努めること。

また、評価の実効性を高めるため、認証評価と国立大学法人評価との連携を十分に図ること。

## 第五 学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 10 号）について

- ① 第二の 1. ⑤における「政令で定める金額」は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とすること。（国立大学法人法施行令附則第 18 条第 1 項関係）
- ② 第二の 1. ⑤における「政令で定めるところ」として、以下のとおり定めること。
- ・国立大学法人法附則第 23 条第 1 項の規定による納付金は、一般会計に帰属すること。
  - ・文部科学大臣は、附則第 23 条第 2 項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならないこと。



- ・国立大学法人は、上記の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならないこと。（国立大学法人法施行令附則第 18 条第 2 項から第 4 項まで関係）

#### 第六 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 2 号）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成 15 年文部科学省令第 59 号）第 1 条の 4 に規定する業務方法書に記載すべき事項について、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）」の公布に伴い改正された以下の事項について記載すること。

- ①機構法第 16 条第 1 項第 6 号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項
- ②機構法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

#### 第七 施行期日

改正法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、第二の 1. ⑤、第四の 1. ①に規定する事項は、改正法の公布の日から施行するものとする。（改正法附則第 1 条）

また、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 10 号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 2 号）」は、それぞれ公布の日から施行するものとする。

## 添付資料

- 【別添 1-1】学校教育法等の一部を改正する法律 要綱
- 【別添 1-2】学校教育法等の一部を改正する法律 条文・理由
- 【別添 1-3】学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 1-4】学校教育法等の一部を改正する法律 参照条文
- 【別添 1-5】学校教育法等の一部を改正する法律 読替え表
- 【別添 2-1】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 要綱
- 【別添 2-2】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由
- 【別添 2-3】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表
- 【別添 3】独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令 条文

【問合せ先】

- 学校教育法の一部改正、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令関係

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111（内線 3681）

E-mail：koutou@mext.go.jp

- 国立大学法人法の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令関係

（国立大学法人関係）

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3753）

E-mail：hojinka@mext.go.jp

（大学共同利用機関法人関係）

研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-5253-4111（内線 4295）

E-mail：gakkikan@mext.go.jp

- 私立学校法の一部改正関係

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2531）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

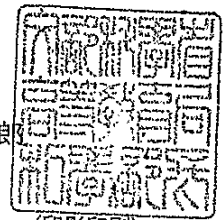


元文科高 5 1 8 号  
令和元年 9 月 2 7 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
各都道府県私立学校主管部長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

白 間 竜 一 郎



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備  
及び経過措置に関する政令等の施行について (通知)

本年 5 月 24 日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 11 号)」に伴い、私立学校法施行令 (昭和 25 年政令第 31 号) の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)」が令和元年 9 月 11 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、「私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令 (令和元年文部科学省令第 15 号)」が令和元年 9 月 17 日に公布され、一部の規定は令和元年 12 月 14 日から、それ以外の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

都道府県知事におかれては、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 64 条第 4 項の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第 97 号)

## 1. 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）の一部改正

### （1）改正の概要

- ① 今回の私立学校法改正により新たに規定された特別の利益供与を禁止する学校法人の関係者は次のとおりとすること（第 1 条関係）。
  - ア 学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
  - イ アの配偶者又は三親等内の親族
  - ウ ア、イの者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - エ イ、ウの者のほか、アの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
  - オ 学校法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの
- ② その他所要の改正を行うこと。

## 2. 施行期日

改正政令は、令和 2 年 4 月 1 日に施行するものとする。

## 第二 私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 15 号）

### 1. 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）の一部改正

#### （1）改正の概要

- ① 私立学校法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 5 号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（以下「子法人」という。）とすること（第 1 条の 2 第 1 項関係）。
- ② 令第 1 条第 5 号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とすること（第 1 条の 2 第 2 項関係）。
- ③ ①、②における「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいうこと（第 1 条の 2 第 3 項関係）。
  - ア ①については、学校法人の設立者である法人が子法人の意思決定機関（社員総会その他の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合。②については、支配法人等（②の当該一の者をいう。その者が財務及び営業又は事業の

方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。以下同じ。)が学校法人の設立者である法人(イにおいて「被支配法人」という。)の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合

イ 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

- (一) 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)若しくは評議員又は職員
- (二) 支配法人等によって当該構成員に選任された者
- (三) 当該構成員に就任した日前五年以内に(一)又は(二)に掲げる者であった者

④ 役員欠格事由として法第38条第8項第2号の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする等、成年被後見人及び被保佐人制度の改正に伴う所要の改正を行うこと(第2条第5号ハ及び第3条の2関係)。

⑤ 法第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「準用一般社団・財団法人法」という。)第113条第1項第2号に規定する役員の損害賠償責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法として文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とすること(第3条の3関係)。

ア 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(イに定めるものを除く。)の額の会計年度(次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

- (一) 準用一般社団・財団法人法113条第1項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日
- (二) 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあった日
- (三) 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)

イ 次の(一)に掲げる額を(二)に掲げる数で除して得た額

- (一) 次に掲げる額の合計額
    - (I) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額
    - (II) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
    - (III) (I) 又は (II) に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
  - (二) 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあっては、当該数）
    - (I) 理事長 6
    - (II) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 4
      - (i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの
      - (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i) に掲げる理事を除く。）
      - (iii) 当該学校法人の職員
    - (III) 理事（(I) 及び (II) に掲げるものを除く。）又は監事 2
- ⑥ 準用一般社団・財団法人法第 113 条第 4 項（準用一般社団・財団法人法第 114 条第 5 項及び第 115 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等として文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする（第 3 条の 4 関係）。
- ア 退職慰労金
  - イ 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
  - ウ ア、イに掲げるものの性質を有する財産上の利益
- ⑦ 法第 47 条第 1 項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人の状況に関する重要な事項をその内容としなければならないこと（第 4 条の 4 第 4 項関係）。
- ⑧ 法第 48 条第 1 項に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする（第 4 条の 5 関係）。
- ⑨ 法第 63 条の 2 の公表は、インターネットの利用により行うものとする（第 7 条第 1 項関係）。
- ⑩ 法第 63 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する公表の対象となる文部科学省令で定める書類は、法第 47 条第 1 項に規定する財産目録、貸借対照表、収支

計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とすること(第7条第2項関係)。

⑩ その他所要の改正を行うこと。

## (2) 留意事項

① 私立学校法施行規則(以下「規則」という。)第4条の4第4項に規定する事業報告書の内容としなければならない学校法人の状況に関する重要な事項には、次に掲げるものが含まれるものとする。

### (1) 法人の概要

- ・ 建学の精神
- ・ 設置する学校・学部・学科等
- ・ 学校・学部・学科等の学生数の状況

### (2) 事業の概要

- ・ 主な教育・研究の概要
- ・ 中期的な計画及び事業計画の進捗・達成状況

### (3) 財務の概要

- ・ 決算の概要
- ・ 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

② 貸借対照表、収支計算書及び事業報告書については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」(平成16年7月23日16文科高第304号)及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について(通知)」(平成25年11月27日25文科高第616号)において定めた様式参考例等を別添3～5のとおり改正したので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従って作成した貸借対照表及び収支計算書を閲覧に供し又は公表する場合にあっては、同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。また、貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。

③ 法第26条第3項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧及び公表の対象となるものであること。

④ 法第47条第1項及び第2項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、法第63条の2及び規則第7条に基づき公表する書類の内容は同一のものであること。

⑤ 規則第4条の5において、「役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤・非常勤等の区分に応じた報酬基準を策定すること、「報酬等



の金額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること、「支給の方法」とは、支給の時期や支給の手段を定めること、「支給の形態」とは、現金・現物の別等を定めることが求められること。

また、別添6のとおり、役員報酬基準の参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これを参考とされたいこと。

- ⑥ 規則第7条に基づき公表する書類等については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいこと。

## 2. 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）の一部改正

### （1）改正の概要

私立学校法の改正により、寄附行為の閲覧開示、中期的な計画及び役員報酬基準等の書類の作成等が新たに義務付けられたことを踏まえ、所要の改正を行うこと。

## 3. 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行するものとする。ただし、第二1.

- （1）④の規定は、令和元年12月14日から施行するものとする。

添付資料

【別添 1-1】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由

【別添 1-2】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

【別添 2】 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 条文

【別添 3】 貸借対照表 様式参考例

【別添 4-1】 資金収支計算書 様式参考例

【別添 4-2】 活動区分資金収支計算書 様式参考例

【別添 4-3】 事業活動収支計算書 様式参考例

【別添 5】 事業報告書 参考例

【別添 6】 役員の報酬等の支給の基準 参考例

【問合せ先】

- ・ 政省令改正及び役員報酬基準について  
高等教育局私学部私学行政課法規係  
電話：03-5253-4111（内線 2531）  
E-mail：sigakugy@mext.go.jp
- ・ 財務書類及び事業報告書について  
高等教育局私学部参事官付財務調査係  
電話：03-5253-4111（内線 2539）  
E-mail：sigsanji@mext.go.jp

## 貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

## 資金収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				

(何)			
受取利息・配当金収入			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				

図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
〔予備費〕	( )		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。



活動区分資金収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
	差引		
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
差引			
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	教育活動収支	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
(何)					
雑収入					
施設設備利用料					
廃品売却収入					
(何)					
教育活動収入計					
		科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			

事業活動支出の部	役員報酬				
	退職給与引当金繰入額				
	退職金				
	(何)				
	教育研究経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	奨学費				
	減価償却額				
	(何)				
	管理経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	減価償却額				
	(何)				
	徴収不能額等				
	徴収不能引当金繰入額				
	徴収不能額				
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	受取利息・配当金				
	第3号基本金引当特定資産運用収入				
	その他の受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	収益事業収入				
	(何)				
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
借入金利息					
学校債利息					
その他の教育活動外支出					
(何)					
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					

		科 目	予 算	決 算	差 異
特別 収 入	事業 活 動 収 入 の 部	資産売却差額			
		(何)			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
特別 収 支	事業 活 動 支 出 の 部	資産処分差額			
		(何)			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別支出計			
		特別収支差額			
〔予備費〕		( )			
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計		△	△		
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					

(参考)

事業活動収入計			
事業活動支出計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

## 事業報告書

## 1. 法人の概要

## (1) 基本情報

①法人の名称

②主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス等

## (2) 建学の精神

## (3) 学校法人の沿革

## (4) 設置する学校・学部・学科等

## (5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(〇〇年5月1日現在)

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	〇〇学部				
	××学部				
短期大学	△△学科				

## (6) 収容定員充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
大学					
短期大学					

## (7) 役員の概要

・定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、主な現職等

## (8) 評議員の概要

・定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

## (9) 教職員の概要

・教職員の本務・兼務別の人数、平均年齢等

## (10) その他

・系列校の状況

## 2. 事業の概要

## (1) 主な教育・研究の概要

・「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

(2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

(3) その他

### 3. 財務の概要

#### (1) 決算の概要

##### ① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

イ) 財務比率の経年比較

- ・ 運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

##### ② 資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					

借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					
収入の部合計					

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ)活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計					
施設整備等活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
施設整備等活動資金収支差額					



小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

ウ)財務比率の経年比較

- ・教育活動資金収支差額比率

③事業活動収支計算書関係

ア)事業活動収支計算書の状況と経年比較

科目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金					
	手数料					
	寄付金					
	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					
	教育活動支出計					
	教育活動収支差額					

教育活動外収支	事業活動収入の部									
	受取利息・配当金									
	その他の教育活動外収入									
	教育活動外収入計									
	事業活動支出の部									
	借入金等利息									
	その他の教育活動外支出									
	教育活動外支出計									
	教育活動外収支差額									
経常収支差額										
特別収支	事業活動収入の部									
	資産売却差額									
	その他の特別収入									
	特別収入計									
	事業活動支出の部									
	資産処分差額									
	その他の特別支出									
	特別支出計									
	特別収支差額									
基本金組入前当年度収支差額										
基本金組入額合計										
当年度収支差額										
前年度繰越収支差額										
基本金取崩額										
翌年度繰越収支差額										
(参考)										
事業活動収入計										
事業活動支出計										

イ)財務比率の経年比較

- ・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生徒等納付金比率、経常収支差額比率等

(2)その他

①有価証券の状況

- ・種類、貸借対照表計上額、時価、差額等

②借入金の状況

- ・借入先、期末残高、利率、返済期限等

③学校債の状況

- ・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

④寄付金の状況

⑤補助金の状況

⑥収益事業の状況

⑦関連当事者等との取引の状況

ア)関連当事者

- ・役員・法人等の名称、資本金又は出資金、事業内容又は職業、関係内容（役員の兼任等・事業上の関係）、取引の内容等

イ)出資会社

- ・会社の名称、事業内容、資本金等、出資割合、取引の内容、役員の兼任・報酬の有無等

⑧学校法人間財務取引

- ・学校法人名、取引の内容、取引金額等

(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

## 役員報酬等の支給の基準

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第〇条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

※無報酬とする場合は、その旨を定める必要がある。

## (報酬等の額の算定方法)

<例1>

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額（※支給する場合）
  - (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額（※支給する場合）
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例2>

第4条 常勤の役員の報酬月額は、別表第2の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第3及び第4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

<例3>

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は〇〇円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

〔2 常勤の役員の退職慰労金は別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月〇日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

〔(2) 賞与 毎年〇月及び〇月〕

〔(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内〕

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任，退任，又は解任の場合の報酬額については，その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により，計算金額に1円未満の端数が生じたときは，その端数金額が50銭未満であるときは，これを切り捨て，その端数金額が50銭以上であるときは，これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は，この規程をもって，私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の議決を経て，別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いた上で，理事会の議決により行う。

附則 この規程は，令和〇年〇月〇日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 〇〇円
常務理事	月額 〇〇円
理事	月額 〇〇円
監事	月額 〇〇円

別表第2 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
2	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
3	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
4	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

5	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
6	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
7	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
8	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
9	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円
10	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円	月額 〇〇円

別表第3 (常勤の役員の賞与)

●月の賞与	報酬月額×〇か月分
■月の賞与	報酬月額×〇か月分

別表第4 (常勤の役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第5 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	〇〇円
上記の他、法人業務のための勤務	〇〇円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	〇〇円
上記の他、法人業務のための勤務	〇〇円

## 私立学校法改正 Q&A

令和元年 10 月 10 日版

- ※ Q&A の内容うち、寄附行為変更の認可申請に関する内容、中期的な計画の作成に関する内容及び財務書類等・役員報酬基準の一般閲覧・インターネットでの公表に関する内容は都道府県知事所轄法人には適用されません。
- ※ 本 Q&A の問は学校法人や私学団体からの質問事項、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて作成しています。
- ※ 令和元年 9 月 17 日版から次の質問を追加しています (Q1-3-2、Q3-3、Q6-7、Q7-3-6、Q10-14、Q10-15、Q10-16、Q15-7、)
- ※ 令和元年 9 月 30 日版から次の質問を追加しています (Q16-9、Q16-10)

### 【全般的事項】

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、文部科学省への申請が必要か。

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、以下の期間を申請受付期間とします。
  - ①令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）まで
  - ②令和 2 年 1 月 14 日（火）から 1 月 24 日（金）まで
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例（大学設置・学校法人審議会決定（令和元年 9 月 17 日改正））（以下「改正寄附行為作成例」という。）も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 寄附行為変更認可申請書、変更の条項及び事由を記載した書類、所定の手続を経たことを証する書類などが必要となります。「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」の「第 5 部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請 3. その他の変更」



係る寄附行為変更認可申請書類の作成について」を参照してください（なお、その他書類としてパンフレット等の添付は不要です）。

- 申請から認可までの期間は概ね1か月から2か月程度を予定しています。学部等設置に係る寄附行為変更認可申請の場合には、来省による事務相談を受け付けていますが、その他の変更に係る寄附行為変更認可申請については、事務相談の対象ではありませんのでご了承ください。  
なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、私学行政課法規係まで電話にてお問い合わせください。
- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学部等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、文部科学大臣への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-3-2 軽微な修正を理事長に一任する取扱いとしている例とは、議事録にその旨を記載したうえで提出するという形で良いか。

- そのような取扱いで差し支えありません。なお、軽微な修正を理事長に一任する場合には、寄附行為の変更案に加え、軽微な修正を理事長に一任する点についても、評議員会の意見を聞いた上で理事会において決議しておくことが望ましいと考えられます。その上で、これらの手続を経たことが分かるように議事録に記載してください。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の大学必置規則への影響が予見できるものはあるか。

- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までにを行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。HP等の公開も令和2年4月1日にすべきか。内容に経過措置を設けてよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。
- 令和2年4月1日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は文部科学大臣認可日以降となります。ホームページでの公開については令和2年4月1日までにを行う必要があります。

Q1-7 令和2年4月に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為変更の認可後に学校の廃止に係る認可申請をしていただくということで差し支えありません。

Q1-8 今回の改正における役員の実務責任の明確化と監事の牽制機能の強化は、理事長や理事の行為に対するチェック機能あるいは不正の抑止効果を高めることを目的としたものであることを周知すべきではないか。

- 今回の私立学校法改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を図る観点から行われたものであり、その中で理事に対する監事の牽

制機能の強化や不正の抑止を図るものであることについては周知を図ってまいります。

Q1-9 法改正による役員へのチェック機能、役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするためには、改正内容について役員・評議員のみならず、教職員、学生、生徒、保護者などにも正確な理解を促すため、わかりやすく入念に改正について説明する必要があるのではないか。

- 改正内容については、まずは学校法人の役員及び職員に対する説明を行うとともに、その他のステークホルダーに対しても各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要であると考えます。

#### 【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

- 「学校法人」を指します。

#### 【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

- 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。
  - ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）（第1号）
  - ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
  - ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
  - ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
  - ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

- 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等

で、社会通念上不相当なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

- 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

#### 【学校法人と役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 私立学校法改正の概要にある「役員の責任の明確化」とは、文部科学大臣所轄学校法人のみか、都道府県知事所轄学校法人も含まれるのか。

- 都道府県知事所轄の学校法人も含まれます。

Q4-2 学校法人と役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何が必要か。「委任に関する規定」の具体的な内容如何。

- 改正前の私立学校法においては、学校法人と役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人と役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。
- 今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。
- このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人と役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

- 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。
- また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

- 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。
- 「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。
- 改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。

Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

- 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したものではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

- 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。
- 改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

- 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

- 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事はその業務執行の状況をチェックすることが適当と考えられます。
- 仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄

附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

- 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、どういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 改正寄附行為作成例第8条第2項に監事の独立性に関する項が新設されたが、これは顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということなのか。

- 本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

〔理事の職務を代行する者の権限（一般社団・財団法人法第80条）〕

Q7-1-1 （質問なし）

〔表見代理理事（一般社団・財団法人法第82条）〕

Q7-2-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということか。

- 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。

- 今回の改正により一般社団・財団法人法第 82 条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことを明確化しました。

〔競業及び利益相反取引の制限（一般社団・財団法人法第 84 条・第 92 条）〕

Q7-3-1 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

- 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
- このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3-2 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

- そのような手続きを経てくださいということで差し支えありません。

Q7-3-3 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

- 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を営む場合などは競業となる可能性があります。



Q7-3-4 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

- 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。
- 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。
- 当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-3-5 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

- 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。
- 今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続きは不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-3-6 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

- まずは改正私立学校法の施行日が令和2年4月1日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。
- その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年4月頃の理事

会、新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられません。

〔理事の監事への報告義務（一般社団・財団法人法第 85 条）〕

Q7-4 （質問なし）

〔監事による理事の行為の差止め（一般社団・財団法人法第 103 条）〕

Q7-5 （質問なし）

【評議員会の議事参与制限（第 41 条）】

Q8-1 （質問なし）

【評議員会からの意見聴取（第 42 条）】

Q9-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

- 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によるところとなります。
  
- 今回の改正により、役員の損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第 113 条第 1 項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員为学校法人に対する損害賠償責任（第 44 条の 2）】

Q10-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

- 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。
- このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q10-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

- 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q10-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第 112 条の総評議員の「同意」、第 113 条第 1 項の評議員会の「決議」、第 113 条の第 4 項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

- 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用しています。

Q10-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいか。

- 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第 41 条の規定によるところとなり、その意味において私立学校法第 42 条第 2 項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります（損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要）。

Q10-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないか。評議員会の性格をどう整理しているのか。

- 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第 42 条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。
- 他方、同条第 2 項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとするができることとなっています。
- 今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。
- 社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとすることも可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q10-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

- 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。詳しくは資料「役員の損害賠償責任 概要図(例)」を参照してください。
- 法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができるとされている事項があります。これらについては、改正寄附行為作成例に規定例を記載していますので、参考の上、各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q10-7 学内理事（教職員）に対し役員報酬（理事報酬）として年間 40 万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は 40 万円として差し支えないか。

- 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。
- このため、役員報酬の40万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q10-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

- その通りです。

Q10-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事（本務が別の会社である非常勤の理事）」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

- 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。
- 学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q10-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

- 契約書の例を示すことは予定していません。

Q10-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

- 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q10-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員への損害賠償について負担軽減する措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか

- 役員への損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。
- 現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。
- なお、各保険会社が提供するいわゆる D&O 保険の対象については、各保険会社が設定するものでありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q10-13 役員への学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

- 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。
- 役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q10-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

- 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。
- 例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。
- 学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q10-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

- 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。
- 学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、Q10-14の回答の通り、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

Q10-16 改正寄付行為作成例の最後にある責任の免除と責任限定契約に関する条文は、寄附行為のどの場所に置くのがよいか。

- 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

#### 【役員 of 第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q11-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

- 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体の事案によることとなります。
- 例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q11-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

- 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることとなることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

#### 【役員 of 連帯責任（第44条の4）】

Q12-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。



Q12-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員の債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。
- 一部の役員の損害賠償責任が免除された場合の連帯債務の賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

【事業に関する中期的な計画等（第45条の2）】

Q13-1 私立学校法の改正により、認証評価の結果を踏まえて中期計画の策定をすることが義務付けられた。この法律の施行期日は令和2年4月だが、本大学の認証評価は2023年に行われる予定である。令和2年時点では「認証評価の結果を踏まえる」ことができないのだが、大丈夫なのか。

- 2020年4月に作成する中期的な計画は、直近最新の認証評価の結果を踏まえて作成することとなりますので、2023年の認証評価ではなく、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。また、事業計画についても、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。

Q13-2 中期的な計画は来年の4月1日の時点で策定・公表しなければならないのか。

- 中期的な計画は改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日の時点で作成している必要があります。施行日前に改正私立学校法に定める中期的な計画を作成している場合には、施行日時点で改めて作り直す必要はありません。なお、中期的な計画については、公表義務はありません。

Q13-3 中期的な計画の開示は求められているか。開示が望ましいとされる場合、計画期間中や終了時の検証結果についての開示も求められるか。

- 中期的な計画の開示・公表の義務はありません。

Q13-4 文部科学大臣所轄法人で大学のほか高校以下の学校も設置しているが、中期計画は高校以下についても考慮に入れて作成すべきか。幼稚園、中学及び高校の施設や財務等の記載も大学同様に収支状況に基づいて詳細に記載することになるのか。

- 法人全体としての事業に関する中期的な計画ですので、高校以下の学校も含めて作成する必要があります。現在作成されている単年度の事業計画は高校以下の学校も含んだ内容になっているかと思いますが、それと同様の考え方になります。
- ただし、認証評価の結果を踏まえて作成するのは大学の部分のみであること、今回文部科学大臣所轄法人にのみ作成義務を規定したこと等を踏まえれば、大学と高校以下の学校でその内容の具体性などに違いが出てくることはあって差し支えないものと考えられます。

Q13-5 中期的な計画の期間は原則5年とあるが、3年や7年でも問題ないか。

- 中期的な計画については、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすることを法律の施行通知の留意事項として示しています。
- このため、各法人の事情により5年未満の期間とすることで、直ちに私立学校法に定める中期的な計画としての要件を満たさなくなるものではありませんが、上述の趣旨を踏まえて期間を設定することが必要となります。

Q13-6 中期的な計画の計画期間中の修正は認められるか。修正が認められる場合、修正後の期間は「元の計画の終期まで」なのか「(5年とした場合)修正時から5年」なのか。

- 中期的な計画の計画期間中、事情変更が生じた等の理由により修正することは差し支えありません。修正後の期間についても、修正の程度等に応じ、各法人において判断される事柄と考えられます。

Q13-7 中期的な計画および次年度事業計画について、文部科学省から、策定が求められる内容を網羅したひな形や、再点検のためのチェックリスト等の参考資料を配付する予定はあるか。

- 文部科学省が中期的な計画や事業計画について網羅的なひな形やチェックリスト等を配布することは予定していません。
- 学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、詳細な内容及び期間については、各学校法人の裁量に相当程度委ねることとし、「私立大学版ガバナンス・コード」に定めるべき内容を盛り込むことが期待されるとされています。

Q13-8 「認証評価の結果を踏まえて」とあるが、認証評価受審時の基準に沿って作成することになるのか。次期の認証評価受審を見据えて基準等を設定してよいのか。また、今後項目等の参考例を提示する予定はあるのか。

- 中期的な計画及び事業計画について認証評価の結果を踏まえて作成するに当たっては、直近の認証評価において指摘された改善事項等を踏まえることが必要となります。
- 中期的な計画については、教学、人事、財務、施設等に関する事項について、データやエビデンスに基づく計画として作成することを法律の施行通知で記載していますが、今後さらに詳細な項目等の参考例を示すことは予定していません。

Q13-9 中期的な計画の作成にあたっては、理事会による大学への不当な介入が生じないように、理事会が教職員の意見を十分かつ具体的に反映することが重要である旨の周知徹底を図るべきでないか。また、学校教育法上、大学が教育研究水準の向上に努める主体であることを踏まえ、学長以下教学組織が円滑な意思疎通と合意形成を図ることが重要であるにつき周知徹底を図るべきでないか。

- 中期的な計画の作成に当たっては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聴いた上で計画を作成することが重要です。また理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、相互の役割分担を理

解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であり、これらの点については周知を図ります。

【寄附行為の備置き、閲覧及び公表（第 33 条の 2、第 63 条の 2）】

Q14-1 （質問なし）

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第 47 条、第 63 条の 2）】

Q15-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、大学、短大、高校など各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

- 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、大学、短大、高校などの学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q15-2 第 47 条で規定する貸借対照表、収支計算書は、私立学校法施行規則第 4 条の 4 の規程に基づき、少なくとも大学法人、短大法人においては、学校法人会計基準に従って作成した決算書類の原本またはその写しを事務所に備えて置き、閲覧に供するものとすべきでないか。以下の通り「様式参考例」を改めるべきではないか。

- 「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること  
○内容を学校法人会計基準の様式（第一～第十号様式）と同一のものにすること。それが不可能ならば、
- ・ 貸借対照表の注記を表示すること
  - ・ 各書類の小科目を「…」として省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよいということではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること
  - ・ 各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと
- 財産目録についても、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする

- 私立学校法第 47 条及び私立学校法施行規則第 4 条の 4 に基づき作成・閲覧に供する財務書類等については、多くの学校法人が学校法人会計基準に従い書類を作成している実態を踏まえ、様式参考例として学校法人会計基準の様式（小科目・注記を含む）を示しています。

Q15-3 文科省が平成 16 年 7 月 23 日付の私学部長通知で明記している「第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となる」ことについて改めて周知すべきでないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでと取扱いが変わるものではありません。これについては改めて周知することとしています。

Q15-4 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。具体的に記載すべき内容如何。

- 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。
- 住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q15-6 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

- 作成の日から 5 年間の備置が必要となります。最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q15-7 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供しているとすることができるか。

- 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年文部科学省令第 31 号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。
- このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合

を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります（公表は文部科学大臣所轄法人のみ）。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。

「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいか。  
報酬額の決定経緯のみの公表でよいか。金額の上限を定めるだけでよいか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

- なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第4条<例3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

- 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。
- 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

（参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

## ② 報酬等の金額の算定方法

- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

- 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合については、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できる



ため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

【情報の公表（第 63 条の 2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知していきます。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のHPにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならないこととすべきではないか。

- 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知しています

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第 47 条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならないこととすべきではないか。

- 私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法 63 条の 2 及び私立学校法施行規則第 7 条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知しています。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

- 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

Q17-5 公表対象の書類から財産目録は除外すべきでないのではないか。

- 財産目録は、文部科学大臣所轄法人ではほぼ 100%の法人がホームページ等で公表しているという実態を踏まえ、公表対象の書類として規定したものです。

【清算人の選任（第 50 条の 4）】

Q18-1 （質問なし）

【その他】

Q19-1 理事と評議員の兼務の是非についての指針や、理事会の審議事項、各理事の担当業務については規程で定めたほうがよいか。

- 御指摘の点については各法人において明確にすべき事柄と考えられますが、それらを規程で定めるかどうかについては各法人の判断であると考えます。

Q19-2 今回の改正で第 38 条第 5 項について「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」という文言が削除されているが、この改正の意図は何か。

- 改正私立学校法第 26 条の 2 で職員の定義規定を置き、「以下同じ」としたことから、第 38 条第 5 項からは定義規定を削除したものであり、技術的な修正となります。